

5 輸 国 2038 号
令和 5 年 8 月 24 日

〔 北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農林水産省輸出・国際局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙
の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射性物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられているため、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」及び別紙 ZZ-S1「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、香港政府が 10 都県（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県）を産地とする水産物、海塩及び海藻の輸入停止措置を講じることを受けて、現時点で判明している措置内容を踏まえ、手続規程の別紙 ZZ-02 について下記のとおり改正を行いました。今後、状況に応じ改正する予定です。

なお御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 香港向け水産物に係る放射性物質検査証明書の証明書様式及び発行に係る手続の削除
- 2 証明書を発行する香港向け食品等の範囲及び規格基準の修正